

水産物部仲卸業者が行う直接集荷に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合(以下「直接集荷」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則(以下「規則」という。)第49条第2項の規定による許可の申請は、所属する仲卸業者組合(仲卸業者が組織する法人をいう。以下同じ。)を通じて、第1号様式により行うものとする。ただし、計画的に直接集荷をしようとする仲卸業者は、直接集荷をしようとする日の10日前までに第2号様式により市長に申請するものとする。

(許可)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請が規則第49条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、京都市中央卸売市場第一市場の集荷機能の充実に資すると認めるときは、許可するものとする。

2 規則第49条第1項第2号に規定する市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 水産物の輸出を行うために販売をするとき。

(2) 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を、流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して販売をするとき。

3 仲卸業者等は、前項各号に掲げる販売をしようとするときは、卸売業者と協議及び調整を行い、円滑な取引を図ることとする。

4 市長は、第1項の許可に際して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

(報告)

第4条 規則第49条第3項の規定による報告は、所属する仲卸業者組合を通じて、第3号様式により行うものとする。

2 市長は、前項の内容に関して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 直接集荷の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

水産物部仲卸業者が行う直接集荷に係る許可申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 水産物部仲卸業者第 号 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、下記のとおり卸売業者以外の者から買入れて販売したいので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第49条第2項に基づき申請します。

品 目	産 地	数 量 (kg)	買入れの予定価格 (税抜き円)	買入れの相手方 の氏名又は名称	買入れの 予 定 日
合 計				/	

理 由	<input type="checkbox"/> 1 卸売業者が通常の卸売において卸売をしていない。 <input type="checkbox"/> 2 卸売業者が行う通常の卸売によっては、仲卸業者の需要を十分に満たすことができない。 <input type="checkbox"/> 3 卸売業者からの買入れが卸売業者以外の者から買入れる場合より仲卸業者にとって著しく不利益となる。 <input type="checkbox"/> 4 輸出を行う。 <input type="checkbox"/> 5 流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して販売する。
--------	--

注) 理由については、該当する□に✓印を記入してください。

水産物部仲卸業者が行う直接集荷に係る許可申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 水産物部仲卸業者第 号 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、下記のとおり卸売業者以外の者から買い入れて販売したいので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第49条第2項に基づき申請します。	
品 目	
買入れの相手方の氏名又は名称	
買入れの予定日	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	<input type="checkbox"/> 1 卸売業者が通常の卸売において卸売をしていない。 <input type="checkbox"/> 2 卸売業者が行う通常の卸売によっては、仲卸業者の需要を十分に満たすことができない。 <input type="checkbox"/> 3 卸売業者からの買入れが卸売業者以外の者から買い入れる場合より仲卸業者にとって著しく不利益となる。 <input type="checkbox"/> 4 輸出を行う。 <input type="checkbox"/> 5 流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して販売する。

- 注) 1 理由については、該当する□に✓印を記入してください。
 2 年間の買入れ計画を別紙に記入してください。

(別 紙)

直接集荷による買入れ計画書

(年 月 ~ 年 月)

年 月	品 目	産 地	数量 (kg)	買入れの 予定価格 (税抜き円)
年 4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
年 1月				
2月				
3月				

注) 数量及び買入れの予定価格は、月ごとの買入れ計画の合計を記入してください。

第3号様式

水産物部仲卸業者が行う直接集荷に係る報告書（ 月分）

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 水産物部仲卸業者第 号 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第50条第2項の規定により、下記のとおり卸売業者以外の者から買い入れて販売したので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第49条第3項に基づき報告します。

品 目	<input checked="" type="checkbox"/>	産 地	数量 (kg)	金 額 (円)	買入れの相手方
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
小 計 (税抜き)					

注) 消費税率が10%対象の品目については、該当する□に✓印を記入してください。

		数量 (kg)	金 額 (円)
合 計 (税抜き)	8%対象品目		
	10%対象品目		
消 費 税 額	8%		
	10%		
合 計 額 (税込み)			

注) 報告書が複数枚になる場合は、数量及び金額の合計を最終頁に記入してください。